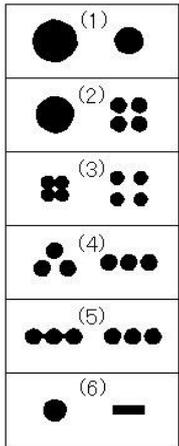


## 環境指針へ2つの大原則の明記を提言！

公共工事を行うにあたり環境配慮すべき基本的な考え方や方向性を示した「環境配慮指針」に、国や国際的には一般的な考え方でありながら、川越市にはない以下の2大原則の明記を求めました。



一つ目が、国際自然保護連合が提唱する「生物生息空間の形態・配置の6つの原則」で、まちづくりに欠かせない基本的な考え方で、国際標準と言える大原則です。

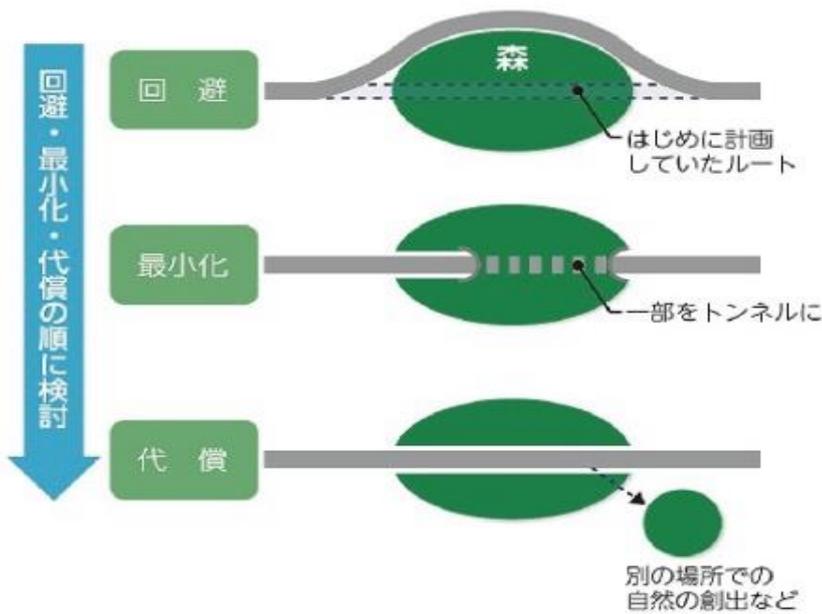
左図は、左側がよりすぐれた状態を表しています。

- (1)「広大化」・・・生物生息空間はなるべく広い方が良い。
- (2)「団地化」・・・同面積なら分割された状態よりも一つの方が良い。
- (3)「集合化」・・・分割する場合には、分散させない方が良い。
- (4)「等間隔化」・・・線上に集合させるより、等間隔に集合させた方が良い。
- (5)「連結化」・・・不連続な生物空間は、生態的回廊(コリドー)で連結した方が良い。
- (6)「円形化」・・・生物空間の形態はできる限り丸い方が良い。

図：日本ビオトープ管理士会 北部九州支部

### ミティゲーションの例

森をつらぬく道路の建設計画があった場合



2つ目が、「ミティゲーション」

(環境影響緩和措置)です。これも国レベルではすでに定着した考え方ですが、今の川越市にはない考え方です。

開発等により環境に影響を与えることが想定される場合、まず影響を「回避」し、できない場合は「低減・最小化」することを検討し、それができない場合は代償することによって環境影響を緩和することを検討します。

ただ、貴重な自然環境は人間の力では作り出すことができないため、基本的には回避及び低減・最小化とします。

図：愛知県

## 昨年12月議会での提言が実現！



### 電力調達に係る環境配慮指針を策定

(グリーンズ川越67号参照)

この指針は環境への負荷を低減するため、川越市が行う電力調達契約に係る競争入札に際し、環境に配慮した契約を締結するために以下の入札参加条件を設けるものです。(私が競争入札を求めるまでは東京電力との随意契約でした)

二酸化炭素排出係数や未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況など、5つの環境評価項目を設け、評価基準により算出した評価点の合計が70点以上であることが入札参加条件となります。これにより一定程度以上環境に配慮していない企業は入札に参加できなくなりました。



市政についてや環境問題 これってな〜に？わかりやすく教えて？にお答えします！

〒350-8601 川越市元町1-3-1 川越市役所6F 晴政会議員控え室

TEL 080-3025-5776 FAX 049-227-3810 E-mail kawaguchi-keisuke@outlook.com

